

動物協会発 128号
平成24年5月10日

社団法人日本動物用医薬品協会
会員各位

社団法人 日本動物用医薬品協会
理事長 岡本 雄平
(公印省略)

平成24年度畜水産食品の残留有害物質モニタリング検査の実施について

当協会の業務運営につきましては、日頃からご支援、ご協力を頂きお礼申し上げます。さて、標記のことについて、農林水産省消費・安全局畜水産安全管理課長より通知がありましたのでお知らせします。

24消安第232号
平成24年4月26日

社団法人日本動物用医薬品協会理事長 殿

農林水産省消費・安全局畜水産安全管理課長

平成24年度畜水産食品の残留有害物質モニタリング検査の実施について

このことについて、別紙のとおり各都道府県農林水産主務部長に通知しましたので、御了知の上、貴会におかれましても、国産畜産物の安全確保の重要性にかんがみ、使用基準の遵守等の徹底について、傘下関係者への御指導方よろしくお願ひします。



事務連絡
平成24年4月2日

農林水産省 消費・安全局動物衛生課
消費・安全局畜水産安全管理課
生産局畜産部食肉鶏卵課 御中

厚生労働省医薬食品局食品安全部監視安全課

畜水産食品の残留有害物質モニタリング検査について

畜水産食品の安全性確保については、平素から種々ご配慮を煩わしているところです。

さて、畜水産食品の残留有害物質モニタリング検査について、別添のとおり各自治体宛に事務連絡を発出いたしましたので、参考までに送付します。

今後とも、畜水産食品の安全性確保についてご協力方よろしくお願いします。

別添

事務連絡
平成24年4月2日

各 都道府県
保健所設置市
特別区 衛生主管部（局） 御中

厚生労働省医薬食品局食品安全部監視安全課

畜水産食品の残留有害物質モニタリング検査について

平成23年度の標記検査の実施については、平成23年4月1日付け事務連絡「畜水産食品の残留有害物質モニタリング検査の実施について」により連絡しているところですが、その報告につきましては、平成24年4月2日付け食安基発0402第1号及び食安監発0402第2号「平成23年度食品中の残留農薬等の検査結果について」によりご報告いただきますようお願いします。

また、平成24年度の標記検査の実施については、畜水産食品の残留有害物質の検査にあたり、別添に示す「畜水産食品の残留有害物質モニタリング検査実施要領」により実施するようお願いします。

(照会先)

厚生労働省医薬食品局食品安全部
監視安全課化学物質係
TEL：03-3595-2337（直通）
FAX：03-3503-7964

(別添)

畜水産食品の残留有害物質モニタリング検査実施要領

1 実施期間

平成24年4月1日～平成25年3月31日

2 対象食品

食肉、鶏卵、乳、はちみつ及び養殖魚介類等畜水産食品とすること。原則として本モニタリング検査を実施する当該都道府県等で生産されたもので、かつ、出荷段階又は出荷後のものであって、生産者を特定できるものを対象とすること。

また、と畜検査申請書の記載内容、注射痕などから明らかに通常と異なる医薬品の投与歴のあるものは本モニタリング検査の対象としないこと。

なお、モニタリング検査の年間計画の策定にあたっては、食品の流通量の季節変化、過去の違反事例等に配慮すること。

3 対象物質

動物用医薬品、飼料添加物及び農薬とすること。なお、対象物質の選定にあたっては、過去の違反事例等に配慮すること。

4 試験実施機関

保健所、食肉衛生検査所、市場衛生検査所等、生産者等の情報の確認が可能な機関において検体を採取し、保健所の衛生検査施設、地方衛生研究所等において試験を実施すること。

5 検体採取方法

検体の採取については、都道府県等食品衛生監視指導計画に基づき、試験を実施する機関毎に年間計画を策定し計画的に採取すること。

また、検体の採取にあたっては、検査対象食品を代表するよう採取することに留意し、違反を発見した場合の対応が可能となるよう生産者等の情報を確認すること。

(1) 採取部位及び採取量

検体の採取にあたっては、「食品、添加物等の規格基準」（昭和34年厚生省告示第370号以下同じ。）の第1食品の部 A食品一般の成分規格の5の(1)に掲げる物質（食品において「不検出」とされる農薬等の成分である物質。以下「不検出物質」という。）については、同(3)から(18)までに規定する試験法（以下「告示法」という。）で用いる量を、それ以外の物質については、「食品に残留する農薬、飼料添加物又は動物用医薬品の成分である物質の試験法について」（平成17年1月24日付け食安発第0124001号）の第1章総則、第2章及び第3章で規定する試験法（以下「通知法」という。）で用いる量を考慮した必要な量を採取すること。以下にアからカまでの食品について、採取部位ごとに必要な採取量の目安を示す。

ア 牛及び豚

1個体から、筋肉（横隔膜又は頸筋）及び腎臓を各100g程度採取し、これらをそれぞれ1検体とすること。肝臓の残留基準値が定められている動物用医薬品については、さらに肝臓を100g程度採取し、これを1検体とすること。また、有機塩素系農薬の試験を実施する場合には筋肉をさらに100g程度採取して1検体とすること。

イ 鶏

1個体から、筋肉（モモ肉）及び腎臓（困難な場合は同一生産ロットに属する複数個体の腎臓）を各100g程度採取し、これらをそれぞれ1検体とすること。

肝臓の残留基準値が定められている動物用医薬品については、さらに肝臓を100g程度採取し、これを1検体とすること。また、有機塩素系農薬の試験を実施する場合には筋肉をさらに100g程度採取して1検体とすること。

ウ 乳

同一ロットから100g程度採取し、これを1検体とすること。

エ 養殖魚介類

1個体（困難な場合は同一生産ロットに属する複数個体）から、可食部を50g程度採取し、これを1検体とすること。

オ はちみつ

同一生産ロットから50g程度採取し、これを1検体とすること。

カ 鶏卵

同一生産ロットの殻付きの鶏卵（1個あたり約60g）を5個程度採取し、これを混合して1検体とすること。

(2) 収去

モニタリング検査を実施する食品は、食品衛生法第28条第1項に基づいて収去することとし、当該食品の流通は認めて差し支えないものとする。

(3) 検体数

各都道府県等において、各畜水産食品ごとの生産量、生産者数、過去の違反事例等を勘案して、検体数を決定すること。

6 試験方法

以下の対象物質ごとに定める試験法により行うこと。

(1) 不検出物質については、告示法により実施すること。ただし、ニトロフラン類の代謝物については、3-アミノ-2-オキサゾリドン(AOZ)、1-アミノヒダントイン(AHD)及び3-アミノ-5-モルフォリノメチル-2-オキサゾリドン(AMOZ)を分析対象とすること。

(2) 不検出物質以外の物質については、原則として通知法により実施すること。ただし、以下ア及びイの物質については、「食品、添加物等の規格基準」に掲げる食品ごとの残留基準値及び以下に示す各試験方法の定量下限値を考慮した上で、当該試験方法を用いても差し支えない。

ア 抗生物質

a 食肉、鶏卵、はちみつ及び養殖魚介類

平成6年7月1日付け衛乳第107号中の「畜水産食品中の残留抗生物質簡易検査法（改定）」によることとし、陽性と判定された検体又は阻止円が確認されたものについては、同通知中の「畜水産食品中の残留抗生物質の分別推定法（改定）」（以下「分別推定法」という。）により試験を実施すること。

なお、7判定方法に基づき陽性と判定されたものについては、告示法又は通知法により陽性物質名の同定及び定量を行うよう努めること。

b 乳

「食品衛生検査指針（理化学編 1991）」中の「ペーパーディスク法」（IDF standard）により試験を実施すること。

イ 抗菌性物質

平成5年4月1日付け衛乳第79号中の「畜水産食品中の残留合成抗菌剤の一斉分析法（改定法）」（以下「一斉分析法」という。）により実施すること。

なお、鰻蒲焼きについては、平成15年3月24日付け食監発第0324001号中の「ウナギ蒲焼きの合成抗菌剤一斉分析法」により実施すること。

7 判定方法

6に示す（2）について、告示法及び通知法以外の試験方法による判定方法は以下の

とおりとする。

(1) 抗生物質

ア 食肉、鶏卵、はちみつ及び養殖魚介類

分別推定法を実施し、系統が同定できたものを陽性と判断する。

イ 乳

ペーパーディスク法 (IDF standard) により、ペニシリナーゼ処理乳で阻止円が形成されず、未処理乳で阻止円が形成されたものをペニシリン陽性と判断する。

(2) 抗菌性物質については、一斉分析法によって検出されたものを陽性とする。

8 措置

以下の場合にあっては、食品衛生法に基づき必要な措置を講ずるとともに、当該物質の残留原因の究明及び残留防止対策の実施について、関係部局に対し、生産者への指導を要請すること。また、その後も、当該生産者に係る残留防止対策の実施状況を把握するとともに、当該生産者から出荷される畜水産食品については、継続的にモニタリング検査を行い残留防止対策の有効性について確認すること。

ア 抗生物質及び抗菌性物質

抗生物質又は抗菌性物質について検出された場合（ただし、残留基準値が設定されている場合は当該基準値を超えて検出された場合）

イ 不検出物質

検出された場合

ウ 残留基準値が設定されている物質

残留基準値を超えて検出された場合

エ 食品衛生法第11条第3項の規定に基づく定める量を超えて検出された場合

9 結果の報告

陽性検体については別紙様式により、また、8の措置を講じた場合はその概要を、適宜当課まで速やかに連絡すること。

10 食品衛生法第11条第3項の規定に関する留意事項

「食品衛生法等の一部を改正する法律による改正後の食品衛生法第11条第3項の施行に伴う関係法令の整備について」（平成17年11月29日付け食安発第1129001号）に留意すること。